大阪府と阪急コンストラクション・マネジメント株式会社との

公共施設等の管理・運営の推進に関する連携協定書

大阪府（以下「甲」という。）と阪急コンストラクション・マネジメント株式会社（以下「乙」という。）は、大阪府内の市町村等（一部事務組合及び地方独立行政法人を含む。ただし、大阪市・堺市除く。以下「府内市町村等」という。）における、公共施設等の総合的かつ計画的な管理及び適正な運営（以下「公共施設マネジメント」という。）の推進に向けた取組みにおいて、相互に連携及び協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は甲及び乙が、双方の資源やノウハウを活用し、相互に連携することで、老朽化への対応、人口減少に伴う最適配置、環境配慮や災害時活用といった公共施設等の諸課題に適切に対応できるよう府内市町村等を支援することにより、大阪における公共施設マネジメントの推進を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第２条　甲は、前条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の事項（以下「連携事項」という。）について、乙と連携して取り組むものとする。

（１）府内市町村等が実施する公共施設の整備（集約化・複合化を含む）・維持管理・長寿命化等の取組みに対する助言に関する事項

（２）公共施設マネジメントの推進に伴い府内市町村等が実施する関連計画及び中長期の財政見通し等の策定及び推進に対する助言に関する事項

（３）公共施設マネジメントを通じて府内市町村等が行う、防災・減災、地域の安全・安心の確保、デジタル化、省エネルギーや脱炭素化等の環境配慮等の取組みに対する助言に関する事項

（４）府内市町村等における公共施設マネジメントに関する取組状況の共有に関する事項

（５）その他、公共施設等に係る課題解決に関する事項

２　前項の取組みを推進するため、乙は、次の各号に掲げる事項（以下「協力事項」という。）を無償にて実施するものとする。

　（１）甲に対する公共施設マネジメントに関する知見やノウハウの提供

（２）甲の要請に基づくコンストラクション・マネジメント（ＣＭ）業務の一環としての府内市町村等に対する知見及びノウハウの提供並びに人的支援の実施

（３）甲が実施する府内市町村等を対象とした公共施設マネジメントの推進に関する取組み等への参画

３　連携事項及び協力事項（以下「連携事項等」という。）は、甲及び乙の都度協議による双方の合意に基づき実施するものとする。また、甲及び乙は、連携事項等の効果的な実施等のため、定期的に意見交換を行うものとする。

４　甲及び乙は本協定の遂行にあたって関連する法令を遵守するものとする。

（有効期間）

第３条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。なお、当該有効期間満了の日の１月前までに、甲又は乙のいずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に１年延長されるものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の１月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

（守秘義務）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

２　前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協議等）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に変更あるいは疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年４月１日

甲　大阪府大阪市中央区大手前２丁目

大阪府知事　　吉村　洋文

乙　大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号

阪急コンストラクション・マネジメント株式会社

代表取締役　　笠井　寛